日本・オハイオ州の間における運転免許取得手続の簡素化

令和３年３月 22 日

２０２１年（令和３年）４月１日から、オハイオ州交付の運転免許保持者が日本において日本の運転免許証を取得する場合、知識確認及び技能確認が免除されます。適性検査及び手数料の納付は免除されません。申請手続の詳細につきましては、ご自身で申請予定の各都道府県警察の運転免許センターにお問い合わせください。

同様に、日本の各都道府県公安委員会交付の運転免許保持者がオハイオ州の運転免許を取得する場合、知識確認及び技能確認が免除されます。申請手続につきましては、オハイオ州の関係当局（Bureau of Motor Vehicles: BMV、以下リンク）にお問い合わせください。
https://bmv.ohio.gov/